

# 堺市立図書館雑誌広告募集要領

平成30年11月

堺 市

# 目 次

## 堺市立図書館雑誌広告募集要領

ページ

1	目的	1
2	雑誌広告の方法	1
3	申込者の資格要件	1
4	対象とする雑誌	2
5	広告の掲載期間	2
6	広告掲載場所及び広告の大きさ・掲載位置	2～3
7	広告掲載料	3
8	広告の掲載基準等	3
9	申込方法	3～5
10	広告掲載の決定から契約締結に至るまで	5～6
11	広告掲載の決定の取消し	6
12	費用負担	6
13	広告内容の変更手続き	6
14	広告主の責任	6～7
	広告掲載のイメージ	8
	雑誌棚の形状	9
	【参考】平成29年度各図書館開館日数及び施設利用者数の実績	10
	堺市広告掲載要綱	11～12
	堺市広告掲載基準	13～16
	【様式】堺市立図書館雑誌広告掲載申込書	
	【様式】誓約書（個人用）	
	【様式】誓約書（法人用）	
	【様式】堺市立図書館雑誌広告内容変更申出書	
	【雑誌リスト】全館（分類・雑誌名順）、各館	

## 堺市立図書館雑誌広告募集要領

### 1 目的

この募集要領は、堺市立図書館の雑誌に、広告を有料で掲載（以下、「雑誌広告」という。）することに関して、堺市広告掲載要綱（以下、「要綱」という。）及び堺市広告掲載基準（以下、「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めたものです。雑誌広告を申込みされる方（以下、「申込者」という。）は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

### 2 雑誌広告の方法

雑誌の最新号のカバー（以下、「雑誌カバー」という。）の表面、裏面及び雑誌棚の扉もしくは扉がない雑誌棚の場合は背面（以下、「雑誌棚」という。）に広告を表示することができます。

**\* 雑誌は、最新号のみ館内閲覧用の透明の雑誌カバーをつけて雑誌棚に配架しています。（最新号は館外には貸出しません。）**なお、同雑誌の増刊号を図書館が購入した場合については、最新号と合わせて雑誌棚に配架するものとし、雑誌棚で配架している間は増刊号についても同様に広告を表示することができます。ただし、増刊号が発売された場合であっても購入しないことがあります。

### 3 申込者の資格要件

(1) 市内に事業所、店舗を有する個人、法人で引き続き1年以上営業を行っており、その業務内容が明確な者

※この募集は、自ら直接行う事業の広告を募集するものです。

(2) 次に該当する方は、申込みすることができません。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者

イ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税の滞納がある者

ウ 堺市税の滞納がある者

※本市が課している市税には市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、入湯税があります。

エ 本市の入札に関して参加停止等の処分を受けている者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に規定する暴力団密接関係者（以下、「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者

#### 4 対象とする雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」より選定していただきます。複数の雑誌を選定することは可能ですが、上限は10誌とします。ただし、既に他の広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」）が広告掲載を指定している雑誌は選べません。

#### 5 広告の掲載期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間とします。随時受付による場合は、掲載を決定した日より、広告主と協議のうえ掲載開始日を決定するものとし、掲載開始日から翌年の3月31日とします。また、期間満了の3カ月前までに、広告主から広告掲載中止届の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、更新後の広告の掲載期間は、更新前の広告の掲載期間満了日の翌年の3月31日までとします。ただし、その更新回数は4回を限度とします。

#### 6 広告掲載場所及び広告の大きさ・掲載位置

掲載場所	広告の大きさ（最大寸法）・掲載位置
雑誌カバー表面	（縦）4cm×（横）13cm 以内 *ただし、雑誌面のサイズを上回らない範囲かつ雑誌名と重なることのない大きさとして
雑誌カバー裏面	雑誌面の大きさを上回らない範囲 *雑誌面の大きさは「雑誌リスト」を参照ください
雑誌棚	雑誌棚の扉の大きさを上回らない範囲 （扉がない場合は雑誌面の大きさを上回らない範囲） *各館の雑誌棚の形状及び大きさはP9を参照ください *雑誌面の大きさは「雑誌リスト」を参照ください

※広告は広告主が作成することとし、その素材は紙片又はフィルムとします。

※広告の右上に「有料広告」の表示（文字の大きさは全角で18ポイント以上）をお願いします。

※雑誌の配架位置は各図書館が決定します。途中で配架位置が変更になる場合があります。

※雑誌カバーは図書館が準備し、透明のフィルムなどにより図書館で雑誌カバーへ広告を貼付けます。雑誌カバー表面への貼付け位置は、雑誌表紙のレイアウトが雑誌により異なることから、図書館で決定します。

※雑誌棚への貼付けは、透明のフィルムなどにより図書館が行います。また、扉のない雑誌棚の場合は、広告を台紙等に透明のフィルムなどで貼付け雑誌棚に図書館が設置します。

※新たに最新号が出ると、雑誌カバーを図書館で付け替え同様に配架します。

※広告掲載が決定した場合や広告を掲出している場合においても、図書館の理由又は休刊、廃刊等

になったことにより広告掲載ができなくなった際は、図書館と広告主で協議し、他の雑誌に広告掲載するものとします。

※広告を掲出している雑誌が盗難され広告掲載ができなくなった場合は、図書館と広告主で協議することとします。

※広告掲載期間満了後、広告については広告主にお返しできませんのでご了承ください。

## 7 広告掲載料

### (1) 広告掲載料

雑誌は1誌（各館ごと）につき、一律12,000円／年（消費税は別途加算）とします。なお、当該雑誌の増刊号を本市が購入した場合は、増刊号にも広告を掲載することができるものとし、増刊号の広告掲載料は別途必要がないものとします。

※随時募集については、1,000円／月（消費税は別途加算）で、1か月未満となる場合でも1か月分の広告掲載料がかかります。

※広告掲載料は一括で全額納付していただきます。全額納付されるまで、広告掲載は行いません。

### (2) 広告掲載料の不還付

納入された広告掲載料は還付しません。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告掲載の開始又は継続ができない場合は除きます。

## 8 広告の掲載基準等

要綱及び基準（本募集要領に別添していますので参照ください。）に定めるもののほか、次に該当するものは掲載しません。広告掲載中に該当することが判明したときも同様とします。

- (1) 広告主の名称及び固定電話の番号が明記されていないもの
- (2) お店のクーポンや割引券、QRコードなど掲載されたもの
- (3) 図書館事業の広告として適当でないと堺市立中央図書館長が判断したもの

## 9 申込方法

申込者は、堺市立図書館雑誌広告掲載申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印（実印）し、受付場所まで直接持参のうえ、提出してください。複数の雑誌について申し込みを行う場合は、1件ごとに「堺市立図書館雑誌広告掲載申込書」を記載ください。 なお、他の必要書類については、1部で結構です。

郵送、ファックス、電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
平成30年11月15日(木)から先着順 ただし、休館日は除く 【休館日】 月曜日(祝日は除く)、 年末年始(平成30年12月29日～平成30年1月3日)、 館内整理日(3月末日並びに6月・9月・12月の各第1火曜日)	午前10時00分から 午後5時30分まで

(2) 受付場所、お問い合わせ先 (\*休館日は除く)

堺市立中央図書館 総務課 管理係

堺市堺区大仙中町18-1

TEL : 072-244-8401・072-244-3811 FAX : 072-244-3321

(3) 提出書類

**様式は別添又は堺市ホームページからダウンロードできます。**

ア 堺市立図書館雑誌広告掲載申込書

イ 申込者の事業(会社)概要

【会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、創業年月、所在地(本社、本店、市内の事業所、店舗等)、業務内容、従業員数は必須です。(補記可。)]

ウ 市内の事業所、店舗等の所在図

エ 住民票又は登記事項証明書(書類提出時点で発行後3か月以内のものに限ります。)

(ア) 個人の場合: 住民票の写し(外国人の方も同様です。)

(イ) 法人の場合: 履歴(現在)事項全部証明書

オ 印鑑(登録)証明書(書類提出時点で発行後3か月以内のものに限ります。)

カ 税務署が発行する納税証明書(書類提出時点で発行後1か月以内のものに限ります。)

(ア) 個人の場合: 納税証明書その3の2

(イ) 法人の場合: 納税証明書その3の3

キ 誓約書

ク 広告原稿案【カラー・A4】

\* A4サイズより小さい場合は、A4の用紙に原稿案を等倍のまま記載し提出すること

\* A4サイズより大きい場合は、縦横同率で縮小したうえA4の用紙で提出すること

(4) 留意事項

ア 申込者が法人であって、登記事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、申込みに係る権限を有する者を堺市立図書館雑誌広告掲載申込書の申込者欄に記入してください。

イ 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）の一部改正に伴い、平成24年7月9日から外国人（観光目的等の短期滞在者は除く。）にも住民票の写しが交付されるようになりました。（外国人登録原票記載事項証明書は廃止されました。）

ウ 国税の納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）から閲覧する場合は、次の順にクリックして手続きをしてください。

「申告・納税手続」⇒「納税証明書」⇒「[手続名] 納税証明書の交付請求手続」

エ 国税の納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を請求してください。（「その3」は不可。）**なお、法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、申込者としての資格要件を満たさなくなりますので、ご注意ください。**

オ 提出書類の返却は、行いません。

カ 申込者に関する情報については、一切回答することができませんのでご了承ください。

#### (5) 個人情報の扱い

提出書類に記載の個人情報は、広告掲載の決定及び契約締結事務に使用するものとし、正当な理由なく他に知らせ、又は他の目的のためには使用しません。ただし、申込者の資格要件の確認のため、警察当局への照会には使用します。

### 10 広告掲載の決定から契約締結に至るまで

#### (1) 決定方法等

ア 雑誌ごとに先着順で1者のみ申込を受付します。同じ雑誌に複数の申し込みがあった場合は、2番目以降の申込者については補欠申込として受付します。申込者は補欠申込を含め、10誌まで申込みすることができます。

イ 本市で申込者からの提出書類の受付を行い、提出書類の内容が要綱、基準及び本募集要領（以下、「要綱等」という。）に適合しているかどうかの審査を行います。

ウ 提出書類が要綱等に適合していない場合であって修正可能であるときは、申込者において修正していただき、審査を行います。

エ 後日、堺市立図書館雑誌広告掲載結果通知書により申込者に審査の結果を通知します。

#### (2) 契約締結の手続き

ア 堺市立図書館雑誌広告掲載結果通知書とあわせて広告掲載料の納入通知書を送付しますので、指定された日までに広告掲載料を納入してください。

イ 後日、中央図書館より契約書を2部送付しますので、広告主は「乙」欄に記名押印し、指定さ

れた日までに返送してください。

ウ 広告主は、広告作成し、指定する期日までに図書館に提出して下さい。なお、提出された広告内容が、広告掲載決定時の広告原稿案と異なる等修正が必要な場合は、広告主の負担により広告の修正をしていただきます。

#### 11 広告掲載の決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消します。

ア 本市の業務上やむを得ないと認めるとき

イ 指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき

ウ 要綱等に反すると認められるとき

エ 広告主が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

オ 前各号に掲げるもののほか、特に広告掲載をすることが適当でないと判断したとき

(2) (1)のアからオに該当して取り消した場合であっても、広告の製作費用その他一切の費用について補償しません。

#### 12 費用負担

(1) 広告は広告主の負担により作成してください。

(2) 広告掲載期間中に、広告の破損・盗難や雑誌カバーの破損等が生じた場合や市の責めによる場合であっても故意でない場合及び天災・その他不可抗力による場合等は、広告主の負担により再度広告を作成してください。

#### 13 広告内容の変更手続き

(1) 広告内容を変更しようとする広告主(以下、「申出者」という。)は、変更する広告の原稿案を添付して、堺市立図書館雑誌広告内容変更申出書を提出してください。

(2) 本市で変更する広告原稿案について要綱等に適合しているかどうか審査します。広告原稿案が要綱等に適合していない場合であって修正可能であるときは、申出者において修正していただき、審査を行います。

(3) 審査の結果、広告原稿案が要綱等に適合していると認められ、変更が可能なときは、堺市立図書館雑誌広告内容変更承認通知書を申出者に通知します。

#### 14 広告主の責任

(1) 広告主は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとします。

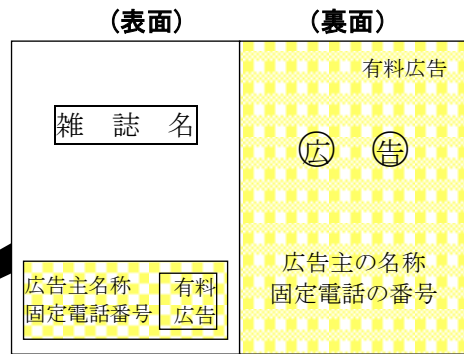
(2) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決して



ください。本市は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を負いません。

# 広告掲載のイメージ

## 【雑誌棚に扉がある場合】イメージ①



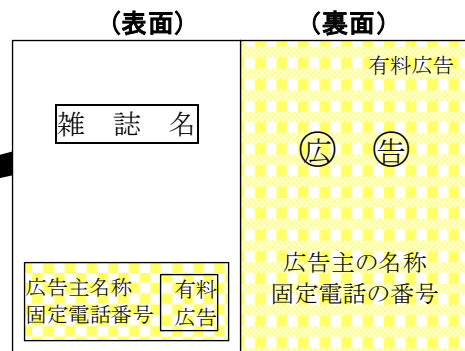
\* 雑誌カバー広告イメージ



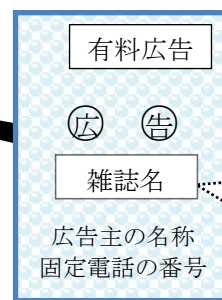
雑誌棚の形態や各館の都合により「雑誌名」の記載場所や大きさは異なります。

\* 雑誌閲覧中の雑誌棚広告イメージ

## 【雑誌棚に扉がない場合】イメージ②



\* 雑誌カバー広告イメージ



雑誌棚の形態や各館の都合により「雑誌名」の記載場所や大きさは調整させていただきます。

\* 雑誌閲覧中の雑誌棚広告イメージ

## 雑誌棚の形状

\*雑誌棚の形状（P 8の「広告掲載のイメージ」参照）

館名	雑誌棚の形状 (P 8「広告掲載のイメージ」参照)	扉の大きさ (誤差含む) 縦 (cm) × 横 (cm) (「雑誌名」部分を含む)
中央図書館	扉あり	33.5 × 26.5
堺市駅前分館	扉なし	/
中図書館	扉あり	33 × 26.5
東百舌鳥分館	扉あり	33.8 × 27.5
東図書館	扉なし	/
初芝分館	扉あり	29 × 31 及び 34 × 35 *複数の雑誌棚あり
西図書館	扉あり	1 段目 28.4 × 24 2・3 段目 28.8 × 23.8 4・5 段目 33 × 27.8
南図書館	扉なし	/
榎分館	扉あり	29.5 × 22.8
美木多分館	扉あり	1・2・3 段目 32 × 23.5 4・5 段目 36 × 23.5
北図書館	扉あり	32.5 × 22.5
	扉なし	/
美原図書館	扉なし	/

## 【参 考】

### 平成 29 年度各図書館開館日数及び施設利用者数の実績

館 名	所在地	開館日数(日)	施設利用者数(人)
中央図書館(一般閲覧室) *こども室は除く	堺区大仙中町 18- 1	306	299, 606
堺市駅前分館	堺区田出井町 1- 1-300 ベルマージュ堺内	306	203, 778
中図書館	中区深井清水町 1426 教育文化センター内 (ソフィア・堺)	304	153, 830
東百舌鳥分館	中区土塔町 2363-23 東百舌鳥公民館内	307	77, 739
東図書館	東区北野田 1077 アミナス北野田内	305	279, 816
初芝分館	東区野尻町 221- 4 初芝体育館内	306	107, 567
西図書館	西区鳳南町 4 丁 444- 1 鳳保健文化センター内	304	168, 112
南図書館	南区茶山台 1 丁 7- 1 泉ヶ丘市民センター内	305	287, 119
梅分館	南区桃山台 2 丁 1- 2 梅文化会館内	307	129, 027
美木多分館	南区鴨谷台 2 丁 4- 1 鴨谷体育館内	307	108, 995
北図書館	北区新金岡町 5 丁 1- 4 北区役所内	304	290, 050
美原図書館	美原区黒山 167-14	305	177, 781

\* 施設利用者数は計測装置による通過数(往復で1)

## 堺市広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、本市が保有する公有財産、物品等の資産及び市長が管理するその他の資産（上下水道局が保有する公有財産、物品等の資産及び上下水道局長が管理するその他の資産を除く。以下「市有資産」という。）を広告媒体として活用し、有料で広告掲載を行うことに関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 土地、建物、印刷物、公用車、本市のホームページその他の広告掲載が可能な市有資産
- (2) 広告掲載 広告掲載料を徴収して、広告媒体に民間企業等の広告の掲載、掲出等を行うこと。
- (3) 局長等 堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）第1条に掲げる局及び室の長、堺市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（平成17年条例第57号）第3条に規定する区役所の長、消防局長、会計室長、議会事務局長、教育次長及び各行政委員会（教育委員会を除き、監査委員を含む。）の事務局長

### (広告掲載の方法)

第3条 広告掲載を行う場合、次の事項をあらかじめ別に定める。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告掲載料（予定価格を含む。）
- (4) 広告の募集方法及び選定方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行うに当たり必要な事項

### (広告掲載の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 交通安全を阻害するおそれのあるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として適当でないと市長が認めるもの

2 広告掲載に当たり、法令、条例等により市長その他の行政庁の許可を要する行為については、広告主において、広告掲載までに当該許可を得なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載の範囲に関する基準は、別に定める。

(審査機関)

第5条 広告掲載の可否を審査するため、堺市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長は、財政部長の職にある者を、委員は、広報課長、行革推進課長、財産活用課長、消費生活センター所長、人権推進課長及び子ども育成課長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広報媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を会議に出席させ、あらかじめ所管課で作成した議案の説明を求め、その意見を聴くものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 委員長は、緊急の審議を要する議案について、委員会を招集する暇がないと認めるときは、持ち回り審議によって委員会の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財産活用課において行う。

(財政局長への実績報告)

第8条 局長等は、広告掲載料その他広告掲載に関する実績について、財政局長に報告するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

## 堺市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、堺市広告掲載要綱（平成24年4月27日市長決裁）に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現はそれにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 広告掲載の審査をする場合には、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(掲載をしない業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 風俗営業及び風俗営業類似の業種
- (2) ギャンブルに関する業種
- (3) 消費者金融に関する業種
- (4) たばこに関する業種
- (5) 債権取立て又は示談引き受けに関する業種
- (6) 占い及び運勢判断に関する業種
- (7) 興信所及び探偵事務所に関する業種
- (8) 法律に定めのない医業類似行為を行う事業者
- (9) 暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生・更生手続中の事業者
- (11) 各種法令に違反している事業者
- (12) 行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない事業者
- (13) 市税を滞納している事業者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市有資産に広告掲載をする業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ア 法律で禁止されている商品の販売やサービスの提供等を行うもの
  - イ 法令等に基づく許可等を要するにもかかわらず、許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ア 暴力、とばく、覚せい剤など規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
  - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

- ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
  - エ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
  - オ 社会的に不適切なもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ア 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
  - イ 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの
  - エ プライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- ア 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
  - イ 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの
- ア 個人又は団体の意見広告
  - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- 単に個人の氏名又は法人その他の団体の名称を表示し、これを公衆に周知するもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
- (9) 交通安全を阻害するおそれのあるもの
- 自動車等運転者の誤解を招くか又は注意力を散漫にするおそれのあるもの
- (10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
  - イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現
  - ウ 虚偽の内容を表示するもの
  - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
  - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - カ 責任の所在が明確でないもの
  - キ 広告の内容が明確でないもの
  - ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする。
  - イ 暴力・犯罪を肯定し、又は助長するような表現
  - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの



- オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (表示の基準)

第5条 広告の表示内容に関する共通の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 広告であることを明示すること。
  - (2) 広告内容に係る関係法令及び業種ごとの広告表示基準等の自主規制を遵守すること。
  - (3) 広告主の法人格及び法人名（法人格を有しない団体の場合は代表者名）を明記すること。
  - (4) その他の表示の基準
    - ア 割引価格 対象となる元の価格の根拠を明示すること。
    - イ 比較広告
      - 主張する内容が客観的に実証されていること。
    - ウ 無料で参加・体験できるもの
      - 追加費用等が必要になる場合があるときは、その旨を明示すること。
    - エ 肖像権・著作権
      - 権利者の使用許可を得ていること。
- (ホームページに関する基準)

第6条 広告主のホームページにリンクをする広告(バナー広告等)に関しては、バナー広告等が直接リンクするページの内容についても、この基準を適用する。

(広告主等への確認)

第7条 各業種や商品・サービスについて、法令等に基づく必要な許可・免許等(以下「許可等」という。)の有無、業界団体等への加盟状況及び広告表示関連法令等の違反の有無等の不明な点があるときは、広告主又は広告を取扱う広告代理店に確認をするものとする。

2 前項の規定による許可等の確認は、許可等の年月日、許可番号、有効期限及び内容・範囲等について行うものとし、必要に応じて許可証等の提示を求めることとする。

(広告媒体ごとの基準)

第8条 市長等は、この基準に定めるもののほか、広告内容及びデザイン等について広告媒体の性質に応じた個別の基準が必要となるときは、合理的な範囲で別途基準を定めることができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が本市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が第3条に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 本市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(委任)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この基準は平成24年5月1日から施行する。

# 堺市立図書館雑誌広告掲載申込書

平成 年 月 日

堺市長様

(申込者)  
所在地(住所)  
名称(氏名)  
代表者



担当部署  
担当者  
電話番号

堺市立図書館雑誌に広告を掲載したいので、堺市広告掲載要綱、堺市広告掲載基準及び堺市立図書館雑誌広告募集要領を承知のうえ、下記のとおり申込みます。

また、堺市が市税の納付状況調査を行うことに同意します。

記

1. 広告目的
2. 広告内容(業種、取扱商品又はサービス等)

### 3. 広告掲載を希望する雑誌名

雑誌番号	雑誌名	所蔵館
—		

### 4. 広告掲載希望開始日(随時受付の場合のみ記載すること。ただし、希望に沿えない場合がある。)

平成 年 月 日からの広告掲載を希望します

※書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印を訂正印として押印してください。  
※堺市立図書館雑誌広告掲載申込書は、申込雑誌1誌ごとに必要です。

### 以下図書館記載欄

	受付日	平成 年 月 日
	補欠申込受付日	平成 年 月 日 補欠 番

**【添付書類】** \*複数の雑誌を申し込む場合も添付書類は1部で結構です。

① 事業（会社）概要【会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、創業年月、所在地（本社、本店、市内の事業所、店舗等）、業務内容、従業員数は必須。（補記可）】

② 市内の事業所、店舗等の所在図（住宅地図）

③ 住民票又は登記事項証明書【コピー不可、発行後3か月以内のもの】

個人：住民票の写し（外国人の方も同様です。）

法人：履歴（現在）事項全部証明書

④ 印鑑（登録）証明書【コピー不可、発行後3か月以内のもの】

⑤ 税務署が発行する納税証明書【コピー不可、発行後1か月以内のもの】

個人：納税証明書その3の2

法人：納税証明書その3の3

⑥ 誓約書

⑦ 広告原稿案【カラー・A4サイズ】

\* A4サイズより小さい場合は、A4の用紙に原稿案を等倍のまま記載し提出すること

\* A4サイズより大きい場合は、縦横同率で縮小したうえA4の用紙で提出すること

# 誓約書（個人用）

平成 年 月 日

堺市長様

申込者

住所

(フリガナ)  
氏名

実印



私は、堺市が実施する堺市立図書館雑誌広告掲載の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 私は、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しません。
- 私は、各種法令に違反していません。
- 私は、行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない者に該当しません。
- 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に規定する「暴力団密接関係者」に該当しません。
- 私は、上記第1から第4までの事項について、事実と異なることが判明した場合は、堺市により広告掲載の決定の取消し、又は契約を解除されても異議申立致しません。

※誓約内容の確認のため、必要に応じて、記載されている情報を大阪府警察本部に提供するものとします。

※書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印を訂正印として押印してください。

# 誓約書 (法人用)

平成 年 月 日

堺市長様

申込者  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名



私は、堺市が実施する堺市立図書館雑誌広告掲載の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 私は、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しません。
- 私は、各種法令に違反していません。
- 私は、行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない者に該当しません。
- 私を含む下表記載の役員**は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に規定する「暴力団密接関係者」に該当しません。
- 私は、上記第1から第4までの事項について、事実と異なることが判明した場合は、堺市により広告掲載の決定の取消し、又は契約を解除されても異議申立致しません。

役職	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所 (住民登録地)
			・	
			・	
			・	
			・	
			・	
			・	

※登記事項証明書に記載されている**現役員を全員（申込者欄に記載した代表者も含む。）**記入してください。  
※役員が6名を超えるときは、この用紙をあらかじめ複写したうえで記入してください。この場合、2枚目以降も**申込者欄に記名押印が必要です。**  
※書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印を訂正印として押印してください。

※誓約内容の確認のため、必要に応じて、記載されている情報を大阪府警察本部に提供するものとします。

# 堺市立図書館雑誌広告内容変更申出書

平成 年 月 日

堺市長様

(申出者)

所在地(住所)

商号又は名称(氏名)

代表者職氏名

実印

担当部署

担当者

電話番号

堺市立図書館雑誌に既に掲載している広告内容について、以下のとおり変更したいので、承認くださるようお願いいたします。

## 記

### 1. 変更の理由・目的

### 2. 変更広告原稿案【カラー・A4サイズ】

\* A4サイズより小さい場合は、A4の用紙に原稿案を等倍のまま記載し提出すること

\* A4サイズより大きい場合は、縦横同率で縮小したうえA4の用紙で提出すること

別紙のとおり

### 3. 変更後の広告掲載開始日

平成 年 月 日から

※書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印を訂正印として押印してください。

## 公募に関するお問い合わせ先

堺市 教育委員会事務局 中央図書館 総務課 管理係

〒590-0801

堺市堺区大仙中町18-1

TEL : 072-244-8401 ・ 072-244-3811

FAX : 072-244-3321

ホームページアドレス <http://www.lib-sakai.jp>

メールアドレス [chuuouto@city.sakai.lg.jp](mailto:chuuouto@city.sakai.lg.jp)